主 文

原判決を取消す。

被控訴人と控訴人との間の名古屋地方裁判所昭和二十七年(ヨ)第四六八号不動産仮差押申請事件に付き同裁判所が昭和二十七年七月二十四日為した仮差押決定は之れを取消す。

被控訴人の右事件の仮差押申請は却下する。 訴訟費用は第一、二審共に被控訴人の負担とする。 本判決主文第一、二項は仮に執行することが出来る。

事 実

控訴代理人は主文第一乃至第四項同旨の判決及仮執行の宣言を求め被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の供述は控訴代理人に於て原判決は其の理由に於て「仮差押の目的物を特定することは其の執行のためには必要であるが命令自体にとつては理論上原則として不必要である」と判示して居るが右は不当である、即ち不動産の仮差押に於ては裁判所の管轄を定める上からも仮差押の執行を為す面から考えて動産を特定して置く必要あるのであつて仮差押申請に当つては差押ふべき不動産の所有に属することを疏明すべきものである、而して本件仮差押は債務者の所有に非らざる第三者所有の不動産に対して仮に差押える旨決定ので控訴人は之に異議を述べ第三者の権利に対する侵害を除去せんとするもので控訴人の義務である、法律の明文に於ても異議の理由に付き何等の制限を加えて居ないと述べた外は原判決摘示事実(尤も原判決には別紙目録を付けてある日録を脱漏したものであること原判決を通読すれば極めて明白である)と同一であるから茲に之れを引用する。

証拠として

被控訴代理人は疏甲第一号乃至第九号証(第一号乃至八号証の写は昭和二十七年(ヨ)第四六八号事件記録に編綴しあり)を提出し原審証人Aの証言を援用し疏乙第一号証同第五、六号証の成立を認め同第七号証の一及四の公印の部分の成立を認め其の余の部分は不知である、尚爾余の乙号証は全部不知であると述べ、

め其の余の部分は不知である、尚爾余の乙号証は全部不知であると述べ、 控訴代理人は疏乙第一号乃至第六号証疏乙第七号証の一乃至四を提出し原審証人 B同C同D同Eの各証言竝に当審に於ける控訴本人の訊問の結果を援用し甲号各証 の成立を認めた。

案ずるに被控訴人主張の仮差押申請の理由中仮差押の目的物が控訴人の所有に属 するとの点を除き尓余の事実は控訴人の明かに争わないところで自白したものと看 做すべきである。仍て控訴人の異議の理由を審究するに原審は控訴人の異議は其の 主張自体失当であると判示して居るので此の点を考えて見なければならない。仮差押決定は一般的に云つて必ずしも目的物を特定する必要はないこと原判示の通であるけれども、それだからと云つて目的物に何等の限定を与える必要ないと結論することは出来ないのであつて動産仮差押の如きは目的物を具体的に特定しないで為されるはればれば、歴史の物が信意されています。 れるけれども、然し目的物が債務者の所有に属すべきであると云う最少限度の限定 を附して決定されるのが普通である。蓋し仮差押の本質に付いて学説は種々あるで あろうが要するに実務上重要な仮差押の本質的目的と云えば本執行を保全するのが 唯一の目的であるから差押の目的物は本執行を為し得べきものであること換言すれ ば原則的には債務者の所有に属するものであることが最も重要な契点であるからで ある。原則論はともかく本件不服を申立てられて居る具体的の仮差押決定は別紙目 録記載の三棟の建物を特定して之れを唯一の対象として仮に差押える旨決定して居 るのであつて其の意味は要するに被控訴人(即ち債権者)の手形債権の弁済に充て る為競売に付する準備として売買入質等の処分を禁示する(尠くも債権者に対する 関係に於て)と謂うに在るのであつて従つて若し右不動産が債務者の所有に属せず 本来手形債権の弁済に充てること不可能なものであるならば斯様な仮差押は保全処 分本来の目標を失つた違法なものであり取消〈要旨〉さるべきものであることは多言を要しない。次に第三者の財産を対象とした仮差押が違法であつても右は第三</要 旨>者のみが主張し得るもので債務者より主張することは許されないと解すべきであ るかの問題があるが次の二点から考えて債務者の異議を許すべきものと解するので ある。

(一) 元来取消すべき違法を包含している裁判は早く取消されるのが望ましいのであつて斯る裁判を受けた者は裁判に包含される一切の違法を主張して取消を求め得るのが原則で民事訴訟法も異議の理由に付何等明文上の制限をして居ない。他

上来説示の理由に依り控訴人主張の異議事由の存否に付審理を進めなければならない。

(裁判長判事 北野孝一 判事 伊藤淳吉 判事 小沢三朗) (別紙目録省略)